

## 第 5 生活環境班

## 1 医事・薬事

### (1) 医事

#### ア 病院・診療所数

令和7年3月31日現在における管内の病院は3施設464床、診療所は53施設44床、  
歯科診療所は24施設となっている。

表1 病院・診療所数

		石垣市	竹 富 町					与那国町	総数	病床数	
			東西部表	西西部表	竹富	小浜	黒島				波照間
病院	県立	1	-	-	-	-	-	-	1	302	
	法人	2	-	-	-	-	-	-	2	162	
	小計	3	-	-	-	-	-	-	3	464	
診療所	国立	1	-	-	-	-	-	1	2	3	
	県立	1	1	1	-	1	-	1	5	-	
	市町立	3	2	2	2	1	2	1	14	2	
	法人	13	-	1	-	-	-	-	1	15	19
	個人	17	-	-	-	-	-	-	17	20	
	小計	34	3	4	2	2	2	3	53	44	
歯科診療所	市町立	-	1	-	-	-	-	1	-	2	-
	法人	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	個人	19	-	-	-	-	-	-	1	20	-
	小計	21	1	-	-	-	-	1	1	24	-
	計	58	4	4	2	2	2	3	4	80	508

#### イ 医療監視状況

表2 医療監視状況

業態	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病院		0	3	3	3	3
診療所		2	2	4	5	7
合計		2	5	7	8	10

#### ウ 施術所数

令和7年3月31日現在における管内のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律により届出された施術所は24施設、柔道整復師法により届出された施術所は10施設で合計34施設となっている。

表3 施術所数

業態	市町	石垣市	竹 富 町					与那国町	総数
			西表東部	西表西部	竹富	小浜	黒島		
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律		24	1	-	-	-	-	-	25
柔道整復師法		9	-	-	-	-	-	-	9
	計	33	1	-	-	-	-	-	34

(2) 薬事

ア 薬局・医薬品販売業者数

令和7年3月31日現在における管内の薬局及び医薬品販売業の許可施設数は、薬局20施設、特例販売業10施設、店舗販売業13施設、卸売販売業4施設で合計47施設となっている。

表4 薬局・医薬品販売業者数

業態	市町	石垣市	竹富町				与那国町	総数
			西表	竹富	小浜	黒島		
薬局		19	-	-	-	-	1	20
特例販売業		6	2	-	1	-	1	10
店舗販売業		13	-	-	-	-	-	13
卸売販売業		4	-	-	-	-	-	4
計		42	2	-	1	-	1	47

イ 毒物劇物販売業者数

令和7年3月31日現在における管内の毒物劇物販売業者は15施設あり、そのうち一般販売業9施設、農業用品目販売業6施設で、特定品目販売業はない。

表5 毒物劇物販売業者数

業態	市町	石垣市	竹富町				与那国町	総数
			西表東部	西表西部	竹富	小浜		
一般販売業		9	-	-	-	-	-	9
農業用品目販売業		4	-	-	-	-	1	6
特定品目販売業		-	-	-	-	-	-	-
計		13	-	-	-	-	1	15

ウ 薬事監視及び毒物劇物監視状況

(ア) 薬事監視

表6 薬事監視状況

業態	項目	施設・届出数	行立施設検査数	施設反発見数	違反発見件数			処分件数		告発件数
					広虚偽誇大等	譲渡劇薬等の	その他	業務可停止消	その他	
薬局		20	3	-	-	-	-	-	-	-
特例販売業		10	-	-	-	-	-	-	-	-
店舗販売業		13	3	-	-	-	-	-	-	-
卸売販売業		4	2	-	-	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等販売業		23	8	-	-	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等貸与業		11	-	-	-	-	-	-	-	-
管理医療機器等販売業		107	-	-	-	-	-	-	-	-
管理医療機器等貸与業		20	-	-	-	-	-	-	-	-
計		208	16	-	-	-	-	-	-	-

(イ) 毒物劇物監視

表7 毒物劇物監視状況

業態	項目	登録施設数	施行施設検査数	施設反発見数	違反発見件数			処分件数		告発件数
					責取任者扱	譲渡手続	その他	業務停止	始末書	
一般販売業		9	2	-	-	-	-	-	-	-
農業用品目販売業		6	1	-	-	-	-	-	-	-
計		15	3	-	-	-	-	-	-	-

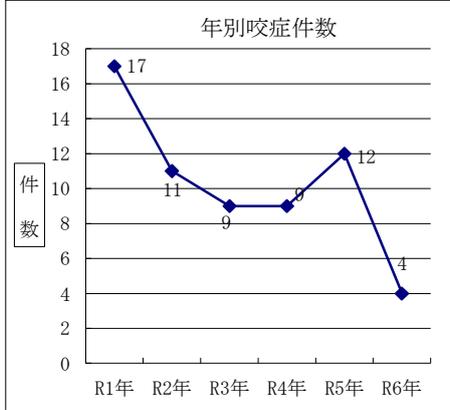
## 2 危険生物刺咬症

### (1) ハブ咬症

令和6年の管内におけるハブ咬症数は石垣市2件、竹富町2件、計4件である。

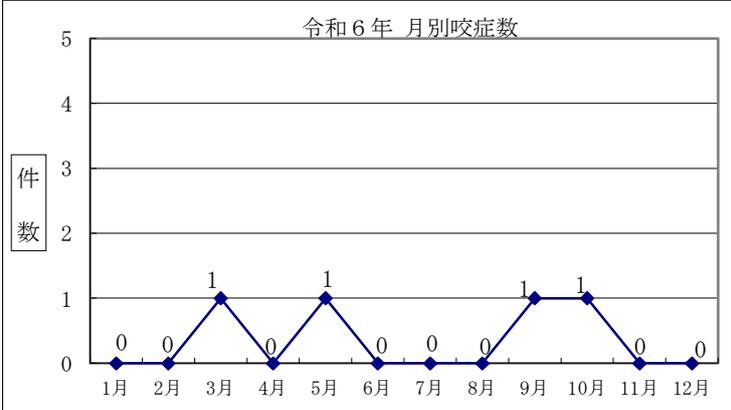
ア 年別咬症件数

表1 年別咬症件数



イ 令和6年 月別咬症数

表2 月別咬症数

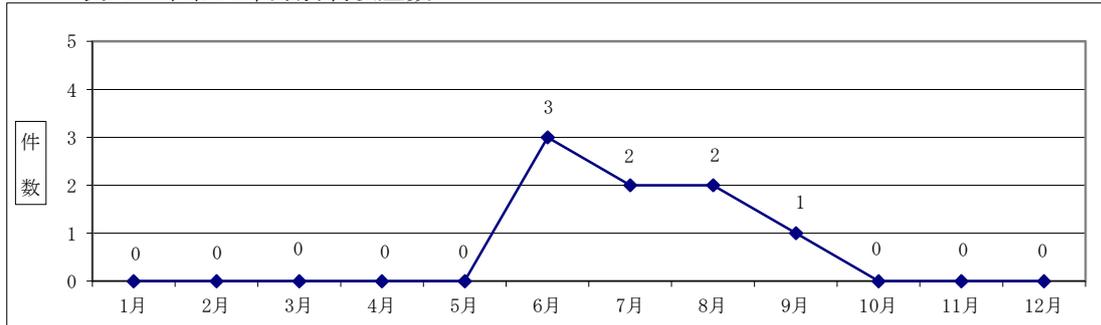


### (2) 海洋危険生物刺咬症

令和6年の管内における海洋危険生物刺咬症数は、石垣市3件、竹富町5件の計8件である。

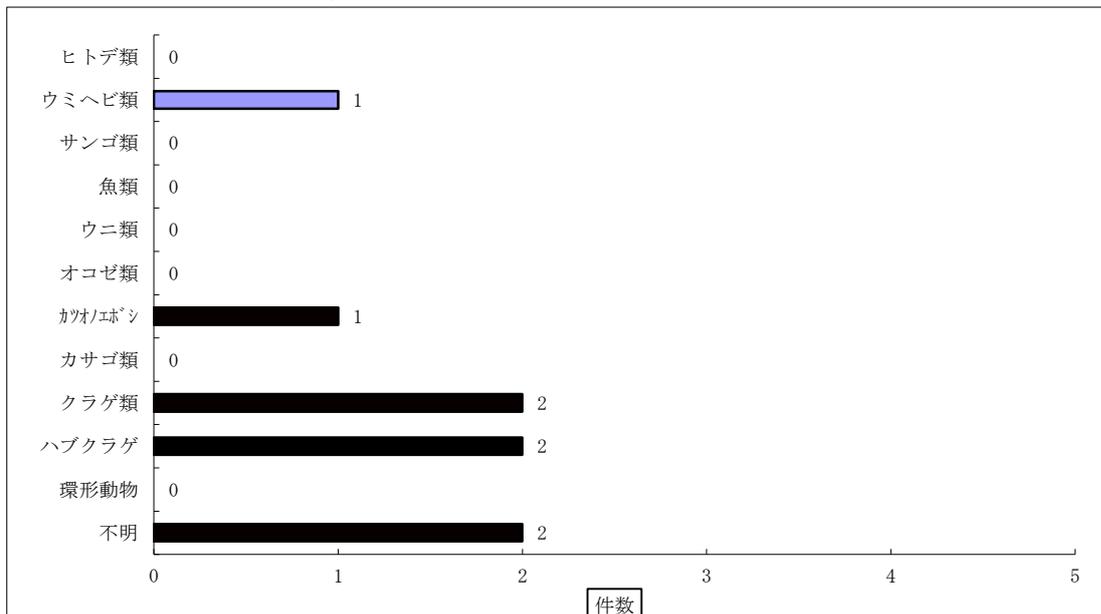
ア 令和6年月別刺咬症数

表3 令和6年月別刺咬症数



イ 生物別刺咬症状況

表4 生物別刺咬症状況



### 3 生活衛生関係業務

#### (1) 生活衛生関係営業施設

令和6年度末現在の生活衛生関係営業施設数は1,355施設で、その約8割が石垣市に集中している。

表1 生活衛生関係営業施設数

市町別 業種別		営業施設数		市町別(令和6年度末現在)									
		度令 末和 現5 在年	度令 末和 現6 在年	石 垣 市	与 那 国 町	竹 富 町							
						竹 富 島	小 浜 島	黒 島	波 照 間 島	西 表 島	鳩 間 島	新 城 島	小 計
理容所		73	74	68	5	-	-	-	1	-	-	-	1
美容所		179	187	176	5	1	1	-	-	4	-	-	6
公衆浴場	普通浴場	公営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		私営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の浴場	第1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第2号	6	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-
		第3号	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		第4号	2	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
計		8	10	8	1	-	-	-	-	1	-	-	1
旅館	旅館・ホテル (収容人員)	418 (20,921)	454 (21,600)	345 (17,471)	20 (513)	10 (339)	13 (1,164)	4 (108)	5 (113)	55 (1,882)	2 (10)	-	89 (3,616)
	簡易宿所 (収容人員)	465 (6,559)	460 (6,480)	317 (4,263)	27 (397)	21 (324)	6 (56)	8 (150)	21 (326)	52 (886)	7 (68)	1 (10)	116 (1,820)
	下宿 (収容人員)	3 (181)	3 (181)	3 (181)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計 (収容人員)	886 (27,661)	917 (28,261)	665 (21,915)	47 (910)	31 (663)	19 (1,220)	12 (258)	26 (439)	107 (2,768)	9 (78)	1 (10)	205 (5,436)
興行場	常設	6	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時及び仮設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	6	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クリーニング所	クリーニング所	10	10	9	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	取次所	7	8	7	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	計	17	18	16	-	-	2	-	-	-	-	-	2
住宅宿泊事業		129	143	130	-	1	7	1	-	4	-	-	13
合計		1,298	1,355	1,069	58	33	29	13	27	116	9	1	228

## (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業

### ア 特定建築物届出数の推移

特定建築物とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用、利用する建築物と定義されている。

令和6年度末の届出数は35件となっている。

表2 特定建築物届出数の推移

種別 \ 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
興行場	-	-	-	-	-
百貨店	-	-	-	-	-
店舗	3	3	4	4	4
事務所	5	5	5	5	5
学校	-	-	-	-	-
旅館	20	20	20	21	24
その他	2	2	2	2	2
計	30	30	31	32	35

### イ 登録事業所数の推移

建築物の衛生的環境の確保に関する事業を営む者は、基準に適合している場合には都道府県知事の登録を受けることができる。登録できる事業は建築物清掃業等8事業である。

令和6年度末の登録数は6事業で計13件となっている。

表3 登録事業所数の推移

区分 \ 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築物清掃業	3	2	2	3	3
建築物空気環境測定業	1	1	1	1	1
建築物空気調和用ダクト清掃業	-	-	-	-	-
建築物飲料水水質検査業	-	-	-	-	-
建築物飲料水貯水槽清掃業	4	4	5	5	5
建築物排水管清掃業	-	-	1	1	1
建築物ねずみ昆虫等防除業	2	2	2	2	2
建築物環境衛生総合管理業	1	1	1	1	1
計	11	10	12	13	13

#### 4 食品衛生関係業務

##### (1) 食品関係営業施設数（許可を要するもの）

令和6年度末の営業施設数は3,304件で石垣市が約7割を占める。

表1 市町別食品営業許可施設数

	営業施設数 (年度末現在)	石垣市	竹富町	与那国町	(簡易) 臨時)	自動車
菓子(パンを含む)製造業	288	232	41	13	1	1
乳処 理 業	5	5	—	—	—	—
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	—	—	—
乳製品製造業	12	12	—	—	—	—
集 乳 業	—	—	—	—	—	—
魚介類販売業 ※3	100	79	13	8	—	—
魚介類せり売り営業	2	1	—	1	—	—
魚肉ねり製品製造業	2	2	—	—	—	—
食品の冷凍または冷蔵業 ※3	7	7	—	—	—	—
缶詰または瓶詰食品製造業(上記および下記以外) ※8	11	10	1	—	—	—
喫茶店営業 ※2	26	12	—	—	9	5
あん類製造業 ※4	1	1	—	—	—	—
アイスクリーム類製造業	27	23	3	1	—	—
食 肉 処 理 業	17	11	6	—	—	—
食 肉 販 売 業 ※3	83	72	10	1	—	—
食 肉 製 品 製 造 業	6	6	—	—	—	—
乳酸菌飲料製造業 ※5	—	—	—	—	—	—
食用油脂製造業	1	1	—	—	—	—
マーガリン又はショートニング製造業 ※6	—	—	—	—	—	—
みそ製造業 ※7	4	3	—	1	—	—
醤油製造業 ※7	1	1	—	—	—	—
ソース類製造業 ※8	7	7	—	—	—	—
酒 類 製 造 業	13	10	1	2	—	—
豆 腐 製 造 業	8	6	1	1	—	—
納 豆 製 造 業	—	—	—	—	—	—
めん類製造業	11	10	—	1	—	—
そうざい製造業	305	242	40	23	—	—
添加物(法第13条に規格が定められたものに限り)製造業	—	—	—	—	—	—
食品の放射線照射業	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水製造業	26	22	3	1	—	—
氷 雪 製 造 業	10	7	2	1	—	—
みそ又はしょうゆ製造業 ※1	13	9	4	—	—	—
水産製品製造業 ※1	10	6	—	4	—	—
液 卵 製 造 業 ※1	—	—	—	—	—	—
漬物製造業 ※1	10	10	—	—	—	—
密封包装食品製造業 ※1	42	35	5	2	—	—
食品の小分け業 ※1	2	—	2	—	—	—
冷凍食品製造業 ※1	1	1	—	—	—	—
複合型そうざい製造業 ※1	—	—	—	—	—	—
複合型冷凍食品製造業 ※1	—	—	—	—	—	—
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ※1	—	—	—	—	—	—
計	3,304	2,498	413	128	177	88

表2 食品営業許可施設数  
(許可件数、処分件数等)

営業施設数 (年度末現在)	許可施設数		処分件数	調査・監視指導施設数
	継続 ※10	新規		
2,253	—	425	2	449
288	—	55	—	56
5	—	—	—	—
—	—	—	—	—
12	—	—	—	—
—	—	—	—	—
100	—	15	—	17
2	—	—	—	—
2	—	—	—	—
7	—	—	—	—
11	—	—	—	—
26	—	—	—	—
1	—	—	—	—
27	—	8	—	8
17	—	2	—	14
83	—	10	—	13
6	—	2	—	4
—	—	—	—	—
1	—	—	—	—
—	—	—	—	—
4	—	—	—	2
1	—	—	—	—
7	—	—	—	—
13	—	3	—	2
8	—	1	—	1
—	—	—	—	—
11	—	1	—	—
305	—	55	—	60
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
26	—	2	—	5
10	—	4	—	6
13	—	2	—	2
10	—	1	—	—
—	—	—	—	—
10	—	4	—	4
42	—	17	—	17
2	—	—	—	—
1	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
3,304	—	607	2	660

※1 令和3年6月の食品衛生法改正（以後、法改正）により新たに創設された業種  
 ※2 法改正後は飲食店に統合  
 ※3 法改正後は、魚介類販売業（包装魚介類）、喫茶店営業（自販機）、食肉販売業（包装食肉）及び食品の冷凍または冷蔵業（保管のみ）は届出業種に移行  
 ※4 法改正後は菓子製造業に統合  
 ※5 法改正後は清涼飲料水製造業に統合  
 ※6 法改正後は食用油脂製造業に統合  
 ※7 法改正後はみそ又はしょうゆ製造業に統合  
 ※8 法改正後は密封包装食品製造業に統合  
 ※9 法改正後は食用油脂製造業に統合  
 ※10 法改正後に初めて継続を迎える施設は、全て新規扱い

(2) 食品関係営業施設数 (許可を要しないもの)

表3 食品関係営業施設数 (営業届出)

	営業施設数	処分件数	監視指導施設数
魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	23	—	1
食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	37	—	7
乳類販売業	94	—	8
氷雪販売業	1	—	—
弁当販売業	11	—	1
野菜果実販売業	12	—	—
コンビニエンスストア	13	—	2
百貨店、総合スーパー	8	—	4
自動販売機による販売業 (自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	29	—	—
その他の食料・飲料販売業	40	—	4
農産保存食料品製造・加工業	22	—	1
その他の食料品製造・加工業	111	—	10
集団給食施設	107	—	9
その他	882	—	—
計	1,390	—	47

(3) 食品収去検査

表4 食品収去検査

	収去した もの	不良 検体 数	不良理由							暫定的規制値の 定められている ものの試験した 収去件数
			大腸 菌群	異物	添加 物使 用基 準	法定 外添 加物	残留 農薬 基準	抗菌 性物 質	その 他	
魚介類	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
冷凍 食品	無加熱摂取冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生食用冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
牛乳	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
乳製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
乳類加工品 (アイスクリーム類を除きマーガリンを含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
アイスクリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
菓子類	12	5	5	—	—	—	—	—	—	
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
酒精飲料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
氷雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の食品	13	3	3	—	—	—	—	—	—	
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
おもちゃ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
食中毒検体	5	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	36	8	8	0	0	0	0	0	0	

#### (4) 食中毒発生状況

令和6年度に管内で発生した食中毒事例は4件であった。

表5 管内食中毒発生状況

年度	月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	摂食場所	原因施設	備考
H21	7.7	2	2	イッテンフエダイの刺身	シガテラ	家庭	家庭	
H22	6.24	7	4	バラハタ	シガテラ	家庭	家庭	
	11.21	104	84	弁当	サルモネラ菌	自宅、職場、学校	そうざい製造業	
H24	12.7	2	2	茶葉	スコポラミン	家庭	食品製造業施設	発症場所は札幌市内自宅
H25	9.25	2	2	茶葉	スコポラミン	家庭	食品製造業施設	発症場所は大阪市内自宅
H26	8.31	4	4	イッテンフエダイ	シガテラ毒	家庭	なし	
H27	3.16	1	1	ハコフグの肝(推定)	パリトキシン様食中毒(推定)	民宿	なし	
H28	5.4	17	11	5/3に提供された食事(推定)	ノロウイルス	飲食店	飲食店	
	8.16	35	8	8/16に提供された食事(推定)	黄色ブドウ球菌	家庭	なし	
	10.10	31	7	10/8に提供された食事(推定)	ノロウイルス	飲食店	飲食店	
H29	5.31	75	32	5/30に調理提供された給食(推定)	ノロウイルス	学校	給食施設	
	9.30	1	1	魚のアラの煮付け 魚種:アズキハタ	シガテラ毒	家庭	魚介類販売施設	
H30	9.3	2	2	アオノメハタの味噌汁	シガテラ毒	家庭	家庭	
	11.3	不明	2	不明	カンピロバクター属菌	不明	不明	
	11.26	不明	1	不明	カンピロバクター属菌	不明	不明	
	1.26	14	5	鶏レバー	カンピロバクター属菌	給食施設	給食施設	
R1	7.13	10	4	鶏の生レバー	カンピロバクター属菌	飲食店	飲食店	
R2	9.10	1	1	魚の煮付け(推定) 魚種:不明	シガテラ毒(推定)	飲食店(推定)	飲食店(推定)	
	10.25	3	1	サメの肝臓(推定)	シガテラ毒(推定)	飲食店(推定)	飲食店(推定)	
R4	6.6	2	1	タラ及びホッケの刺身(推定)	アニサキス	家庭	家庭	
	6.15	不明	10	弁当	サルモネラ菌	家庭、ホテル等	そうざい製造業者	
	3.4	13	8	3/3に提供された食事	不明	社会福祉施設	社会福祉施設	
R6	4.15	232	58	4/13~4/14に提供された食事	ウエルシュ菌	飲食店	飲食店	
	5.24	1	1	ウモレオウギガニ	麻痺性貝毒	宿泊施設にて自ら調理	なし	
	10.24	85	12	10/19に提供された食事	ウエルシュ菌	公民館	不明	
	12.23	17	12	12/20に提供された食事	ノロウイルス	飲食店	飲食店	

#### (5) 苦情受付け状況

表6 苦情受付け状況

苦情内容	件数	苦情内容	件数	苦情内容	件数
食品取扱い	2	異物混入	2	施設管理	6
有症	10	表示	4	その他	3
合計					27

## 5 狂犬病予防及び動物愛護管理業務

### (1) 犬登録及び狂犬病予防注射頭数

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主は、その犬の所在地を管轄する市町村へ犬の登録を申請し、毎年一回の狂犬病予防注射を受けさせなければならない。犬の登録については、登録をしない飼い主や、登録をしても犬の死亡や住所の変更に関する届出を行っていない飼い主がいるため、各市町の台帳に登録されている犬の数と実際の犬の数とは一致していない。

表1 犬の登録頭数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石垣市	3,288	3,199	3,226	2,956	2,881
竹富町	349	342	337	319	216
与那国町	92	99	81	84	79
計	3,729	3,640	3,644	3,359	3,176

表2 狂犬病予防注射頭数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石垣市	1,693	1,696	1,528	1,551	1,529
竹富町	186	180	180	174	167
与那国町	56	54	55	47	36
計	1,935	1,930	1,763	1,772	1,732

### (2) 犬による咬傷事故発生状況

例年、発生件数の内訳は飼い犬による咬傷事故が多く、令和6年度は飼い犬による事故が12件、所有者不明によるものが2件となっている。

表3 管内咬傷事故発生件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飼い犬	17	30	17	19	12
所有者不明の犬	2	1	3	5	2
計	19	31	20	24	14

### (3) 犬及び猫に関する陳情・苦情処理

表4 管内犬及び猫に関する陳情・苦情処理数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	徘徊犬※ 取り締まり	21	18	22	4	58
	行方不明犬問い合わせ	39	50	63	33	47
	家畜・作物等の被害	1	0	3	2	2
	その他	40	45	70	216	169
猫	苦情全般	98	147	151	200	184
計		199	260	309	454	460

※「徘徊犬」：野犬（所有者不明犬）及び放し飼い犬

#### (4) 犬の抑留頭数と引取頭数

表5 犬の抑留頭数及び引取頭数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
抑留頭数	石垣市	52	48	45	27	59
	竹富町	0	0	0	0	0
	与那国町	0	0	0	0	0
	計	52	48	45	27	59
引取頭数	石垣市	16	7	8	4	3
	竹富町	0	0	0	0	0
	与那国町	1	0	0	0	0
	計	17	7	8	4	3

#### (5) 猫の引取頭数

表6 猫の引取頭数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
引取頭数	15	35	43	31	41

#### (6) 犬及び猫の処置状況

保健所処分頭数は、保健所での殺処分及び動物舎内で死亡した頭数の合計となっている。譲渡は、一般譲渡及びボランティア譲渡の合計となっている。返還は、飼い主からの返還申請により返還された頭数である。

表7 犬及び猫の処置推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	処分頭数(舎内死亡、殺処分)	2	1	1	1	5
	動物愛護管理センターへ移送	0	0	0	0	0
	譲渡	46	29	21	21	22
	返還	24	25	25	15	31
猫	処分頭数(舎内死亡、殺処分)	3	16	22	9	13
	動物愛護管理センターへ移送	0	0	0	0	0
	譲渡	8	18	14	22	22
	返還	4	1	0	0	0

#### (7) 動物取扱業の登録数

動物の愛護及び管理に関する法律により、動物取扱業(ペットショップ、ブリーダー等)を営もうとする者は、事業所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

表8 管内動物取扱業登録数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
販売	7	6	5	4	4
保管	18	18	21	18	21
展示	19	19	19	20	21
訓練	1	1	1	0	0
貸出し	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	0	0	0
計	45	44	46	42	46

※ 各年度末の時点で登録されている数

## 6 環境保全

### (1) 水質汚濁防止法関係

県民の健康を保護し生活環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき公共用水域の水質の汚濁状況の常時監視を行っている。

令和6年度は石垣港、川平湾の2海域5地点及び宮良川、名蔵川の2河川2地点の監視・水質調査を行い、その結果全ての地点で環境基準（BOD75%値）を達成した。また、水質汚濁防止法等に規定される特定施設に係る各種届出等の審査・指導及び事業場への立入検査を実施し、排水基準遵守状況等の監視・指導を行っている。

表1 水質汚濁防止法に係る特定施設及び立入検査件数（令和6年度）

水質汚濁防止法施行令 別表第1の番号	排水量		事業場立入検査 件数（延）	排水基準に係る 検査件数
	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満		
7 砂糖製造業	0	1	1	1
66の3 旅館業	3	3	6	1
66の4 共同調理場	1	0	1	0
71-2 科学技術に関する研 究、試験、検査又は専 門教育を行う事業場	0	2	2	2
72 し尿処理施設	5	0	5	1
計	9	6	15	5

### (2) 海水浴場

水浴に供される公共用水域の水質等を把握し、県民等へより良好な水浴場の情報を提供するため、年間利用者数が概ね1万人以上の海水浴場の水質調査を行っている。

表2 海水浴場水質調査結果（令和6年度）

	遊泳期間前水質	遊泳期間中水質
底地海水浴場	水質A	水質A
フサキビーチ	水質AA	水質AA
コンドイビーチ	水質AA	水質AA

### (3) 大気汚染防止法関係

大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づく令和6年度の施設の届出は、ばい煙発生施設2件、一般粉じん発生施設10件、水銀発生施設0件である。

また、特定粉じん排出等作業の届出が0件である。

#### (4) 赤土等流出防止条例関係

平成7年10月15日より沖縄県赤土等流出防止条例が施行され、1,000㎡以上の事業行為については着工45日前までに知事に届出又は通知しなければならない。

令和6年度の管内における届出・通知の総件数は114件で、最も多い事業行為は施設用地造成工事であり、次いで農地造成工事となっている。

表3 届出書・通知書の分類

		件 数	
		10,000㎡未満	10,000㎡以上
届 出 書	22 (19.3%)	18	4
通 知 書	92 (80.7%)	67	25
計	114 (100.0%)	85 (74.6%)	29 (25.4%)

表4 事業現場所在地ごとの状況

		件 数	
		10,000㎡未満	10,000㎡以上
石 垣 市	98 (86.0%)	77	21
竹 富 町	11 (9.6%)	7	4
西 表	6	5	1
竹 富	-		
小 浜	5	2	3
波 照 間	-		
黒 島	-		
鳩 間	-		
与 那 国 町	5 (4.4%)	1	4
計	114 (100%)	85 (74.6%)	29 (25.4%)

表5 事業種別分類

		件 数	
		10,000㎡未満	10,000㎡以上
道路改良工事	6 (5.3%)	6	
施設用地造成工事	34 (29.8%)	25	9
農地造成工事	30 (26.3%)	17	13
農道工事関係	2 (1.8%)	2	
草地造成関係	4 (3.5%)		4
排水路工事	5 (4.4%)	5	
護岸工事	- (0%)		
砂利採取関係	1 (.9%)		1
宅地造成工事	10 (8.8%)	9	1
河川工事関係	- (0%)		
パイプライン	2 (1.8%)	2	
磁気探査	13 (11.4%)	13	
その他	7 (6.1%)	6	1
計	114 (100%)	85 (74.6%)	29 (25.4%)

(5) 土壤汚染対策法関係

3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は、工事着手の30日前までに届出を行う義務があり、届出のあった土地が特定物質による土壤汚染のおそれがあると認められる場合には、土壤汚染状況調査の実施命令を行っている。

令和6年度の管内における届出件数は16件、調査命令件数は0件であった。

表6 土壤汚染対策法第4条に基づく届出及び調査命令件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	41	37	24	29	16
調査命令件数	0	0	0	0	0

(6) ダイオキシン関係

ダイオキシン類対策特別措置法では、政令で定める特定施設を設置する際の事前の届出や排出ガス等の測定及び結果報告、規制基準の遵守等を義務付けており、当所ではそれらに係る審査や指導を行っている。

令和7年3月31日現在の設置数は廃棄物焼却炉14基（休止状態2基を含む）、排ガス洗浄施設2件（休止状態1基を含む）となっている。

なお、測定結果報告（令和6年度測定）において、全ての施設で排出基準に適合している。

(7) フロン関係

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者へ充填・回収させる必要があり、当所では事業者の登録や指導を行っている。

令和7年3月31日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は24件である。

(8) 公害等苦情処理件数

令和6年度は典型7公害以外のその他による苦情が最多の7件となっている。その内訳は、流出・漏えい5件、家庭生活によるものが1件、不明なものが1件であった。

表7 公害等苦情処理件数

公害の種類	発生原因	機産	漏流	作工	飲	カ	家	野	畜	そ	不	合
		械業	洩出	事	食	ラ	庭	野	産	の	明	計
	動用	作	業	・	店	オ	生	焼	農	他		
		業	設	建	業	ケ	活	き	業			
典型7公害	①大気汚染											0
	②水質汚濁											0
	③土壤汚染											0
	④騒音											0
	⑤振動											0
	⑥地盤沈下											0
	⑦悪臭											0
その他		5					1				1	7
計	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7

(9) 廃棄物関係

ア 廃棄物処理関係指導状況（令和6年度）

表8 廃棄物処理関係指導状況

種別 項目	一般廃棄物			産業廃棄物	
	焼却施設	最終処分	し尿処理施設等	産業廃棄物処理業	産業廃棄物処理施設
施設(業者)数	8	3	3	78	15
立入検査数	2	0	0	49	7

イ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業者

表9 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集・運搬業	55	56	66	67	67
処分業	10	9	9	10	11
最終処分場	1	1	1	1	1
計	66	66	76	78	79

ウ 自動車リサイクル法登録・許可業者

表10 自動車リサイクル法登録・許可業者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
引取業者	16	15	14	13	14
フロン類回収業者	10	9	9	9	9
解体業者	5	6	6	6	7
破砕業者	5	6	6	6	6
計	36	36	35	34	36

(10) 浄化槽関係

ア 浄化槽設置届出数

表11 浄化槽設置届出数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石垣市	115	136	106	111	119
竹富町	11	12	10	8	4
与那国町	2	0	5	0	0
計	128	148	121	119	123

イ 管内浄化槽水質検査（法第7条）受検状況（令和6年度）

表12 管内浄化槽水質検査（法第7条）受検状況（令和6年度）

検査施設数	適正	おおむね適正	不適正
20	8 (40.0)	9 (45.0)	3 (15.0)

※（ ）内は検査施設数に対する割合%

ウ 管内浄化槽水質検査（法第11条）受検状況（令和6年度）

表13 管内浄化槽水質検査（法第11条）受検状況（令和6年度）

検査施設数	適正	おおむね適正	不適正
1042	612 (58.7)	339 (32.5)	91 (8.7)

※（ ）内は検査施設数に対する割合%

エ 浄化槽保守点検業の登録

浄化槽の管理者は、保守点検と清掃を定期的に行う義務があり、管理者自らが保守点検を行うことができない場合、県に登録されている保守点検業者に委託する必要がある。

令和7年3月31日現在、浄化槽保守点検業の管内に営業所のある登録業者数は10件である。

## 7 乳肉衛生関係業務

### (1) 乳処理量

表1 管内乳処理量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牛乳	678	774	868	842	800
加工乳	8	3	4	6	9
計 (キロリットル)	686	777	872	848	809

### (2) 管内におけると畜頭数の推移

表2 管内におけると畜頭数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牛	1,534	1,561	1,766	1,858	2,012
とく	0	1	1	0	1
馬	6	5	4	7	3
こま	0	0	0	0	0
豚	1,168	1,481	1,289	1,592	1,567
めん羊	0	0	0	0	0
山羊	307	334	421	419	403
計	3,015	3,382	3,481	3,876	3,986

※「とく」：生後1年未満の牛をいう。

※「こま」：生後1年未満の馬をいう。

### (3) と畜場別・畜種別・月別と畜頭数及び開場日数並びにと畜検査人員数

表3 (株)八重山食肉センター

令和6年度

種別	月	計	月別											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛	頭数	2,013	185	183	160	185	186	160	166	177	191	177	56	187
枝肉	Kg	783,859	71,926	71,270	63,033	73,623	70,634	63,169	64,152	70,181	72,218	68,761	21,877	73,018
馬	頭数	3	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
枝肉	Kg	539	0	109	0	0	0	0	0	430	0	0	0	0
豚	頭数	1,567	142	137	144	128	132	126	133	144	134	118	105	124
枝肉	Kg	130,831	12,314	12,136	12,402	10,263	10,320	9,955	10,517	11,721	10,910	10,479	9,167	10,651
山羊	頭数	403	35	39	35	41	34	28	29	47	37	31	16	31
枝肉	Kg	7,967	742	690	693	787	618	623	654	984	685	571	357	566
開場日数		230	21	21	20	21	22	18	19	20	20	19	9	20
検査人員		431	36	40	35	40	42	35	32	39	31	36	26	39

与那国町食肉処理場は令和6年度と畜実績無し

(4) と畜検査に基づく処分状況

表5 管内におけると畜検査結果

検査頭数	処分内容	処分実頭数	細菌性		原虫病		寄生虫病		その他の疾病										計	
			豚丹毒	その他	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他			
合計 3,986 (923,196)	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部棄	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	16
	一部棄	3,596	/	0	/	0	25	358	/	/	/	0	36	1	3,309	210	1,107	5,046		
牛 2,012 (783,695)	禁止	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0	0	
	全部棄	15	/	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	15		
	一部棄	1,780	/	0	/	0	25	257	0	0	0	0	35	1	1,500	199	979	2,996		
とく 1 (165)	禁止	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
	全部棄	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一部棄	0	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
馬 3 (539)	禁止	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
	全部棄	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一部棄	2	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0	3	110			
こま 0 (0)	禁止	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
	全部棄	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一部棄	0	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
豚 1,567 (130,831)	禁止	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
	全部棄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
	一部棄	1,532	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	1,425	10	121	1,556			
めん羊 0 (0)	禁止	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
	全部棄	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一部棄	0	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山羊 403 (7,967)	禁止	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
	全部棄	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一部棄	282	/	0	/	0	0	101	/	/	/	0	1	0	277	1	4	384		

( ) 内は枝肉重量

(5) 管内認定小規模食鳥処理場における食鳥処理羽数の推移

表6 認定小規模食鳥処理羽数の推移

	令和2年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理羽数	1,131	1,354	2,611	3,031	3,133